

令和3年第5回清瀬市農業委員会会議録

令和3年5月18日午前9時00分から午前9時35分、清瀬市役所研修室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員
- | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|--|
| 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| 第1番 | 村野 和博 | | 第2番 | 西川 幸広 | |
| 第4番 | 齊藤 正樹 | | 第5番 | 金子 住晴 | |
| 第6番 | 並木 浩 | | 第7番 | 石井 啓介 | |
| 第8番 | 増田 武 | | 第10番 | 内野 悦二 | |
| 第11番 | 横山 眞一 | | 第12番 | 村野 正明 | |
| 第13番 | 後藤 由美子 | | 第14番 | 金子 廣明 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・矢吹潤平

- 4 付議事項
- (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
 - (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
 - (3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
 - (4) 農地法に基づく許可について〔3条関係〕
 - (5) 農地法に基づく届出について〔4・5条関係〕
 - (6) その他

議 長 皆さんおはようございます。コロナ禍の状況の中での委員会の開催となります。今度の5月23日(日)に副市長のお別れの会が新庁舎で開催されます。11時半から一般の方のお別れの会も予定されておりますので、もしお気持ちがありましたら、そちらにもご出席していただけたらと思います。また、来月におきましては、農地パトロールの実施も予定しております。ご協力よろしくお願ひしたいと思います。それでは、令和3年清瀬市第5回農業委員会を始めたいと思います。本日は委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第8番委員の増田委員、第10番委員の内野委員となっております。よろしくお願ひいたします。議案第1号相

続税納税猶予に関する適格者証明願を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議案第1号相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示、上清戸二丁目212番1、地目 畑、地積 1,094㎡、他4筆、合計4,706㎡のうち4,705㎡。以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明がございました。横山委員と齊藤委員より、説明をお願いします。

横山委員 5月10日（月）に事務局の矢吹さんと齊藤委員と私の3人で現地調査に入りました。くるまやラーメンの斜め向かい側の畑については大小2本それぞれ1本ずつの電柱、マンホールもありました。その面積に関しては申請面積から引くという事で事務局から説明をされました。全体的な印象としてすべての畑が素晴らしく管理、耕作されておりまして、全く問題ないかと思えます。

齊藤委員 同じく横山委員と一緒に現地調査をしてきましたが、横山委員のおっしゃったとおり電柱等ありましたが、その面積から引く事を伝えました。畑については全く問題ないです。

議長 ありがとうございます。マンホールと電柱2本に関しては4,706のうち1㎡ということですね。容積を1㎡減らしたという形ですね。

委員 はい。そうです。

議長 現地調査を行った委員より説明がございました。事務局は何か補足ありますか。

事務局 はい。特段ありません。畑も非常に綺麗に耕作されておりまして、木がありましたが、全て実のなる木でございました。あ

と、横山委員がおっしゃっていたマンホールと電柱も引いてあります。以上です。

議 長 ただいまの説明がございましたが、各委員何か質問、ご意見ありましたら、挙手をお願いします。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。議案第2号相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、金子廣明委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～金子廣明委員退出～

事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和3年4月27日、申請回数9回目。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 現地調査を行いました。全ての畑が耕作してあり、綺麗になっていたので、問題ないと思います。以上です。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。金子廣明委員の入室を許可

します。

～金子廣明委員入室～

議 長 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 竹丘二丁目1483番4、地目 畑、地積 248㎡、他1筆、合計399㎡ 買取申出事由 死亡のため。

2件目 土地の表示 中清戸四丁目950番、地目 畑、地積 1,209㎡、他5筆、合計 3,960㎡ 買取申出事由 死亡のため。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局で朗読説明がございました。こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、承認させていただきます。議案第4号、農地法に基づく許可について「3条関係」についてを議題とさせていただきます。

3条の許可申請の説明を事務局より、お願いいたします。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は4月10日から5月10日までとなっております。

1件目、土地の表示 中里一丁目1627番2、地目 畑、地積 9.91㎡、転用の目的 経営規模拡大のため。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より説明がございました。現地には私と増田委員そして、事務局より矢吹が行っております。代表いたしまして、増田委員より、説明をお願いいたします。

増田委員 はい。5月11日私と会長の松村委員と矢吹さんと譲渡人と譲受人とで確認してきました。3条の適用の譲渡につきましては50a以上の面積を有しており、現在、譲渡地には植木が植わっておりまして、綺麗に剪定されておりました。その後も譲受人が農地を譲りうけたとしても綺麗に管理できると思われまので、問題ありません。

議 長 質問はありますでしょうか。こちらの農地は生産緑地ではありません。一般農地で、納税猶予も適用されておられません。現地は大変綺麗に植木が植わって剪定もよくできています。

委 員 異議なし。

議 長 それでは許可させていただきます。議案第5号、農地法に基づく届出「4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。

議 長 4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条1項8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。4月10日から5月10日までの受付分となっております。

1件目、土地の表示 元町一丁目559番1、地目 畑、地積 306㎡、転用の目的 砂利敷き駐車場、4月30日受付、5月10日 処理。以上でございます。

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。

議 長 農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。4月10日から5月10日までの受付分となっております。

1件目、土地の表示 下宿三丁目1068番、地目 畑、地積 350㎡、転用の目的 分譲敷地、4月30日受付、5月12日処理。

2件目、土地の表示 野塩四丁目67番15、地目 畑、地積 83㎡、転用の目的 専用住宅の建築、5月6日受付、5月12日処理。

3件目、土地の表示 上清戸二丁目1031番10、地目 畑、地積 127㎡、転用の目的 戸建販売、5月10日受付、5月12日処理。

以上でございます。

議 長 各委員は何か質問はございますか。

委 員 異議なし

議 長 以上が報告です。議案第6号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 買取希望所在地 清瀬市上清戸一丁目479番1、地目 畑、地積 1,301㎡、他1筆、合計 2,058㎡。以上でございます。

議 長 これは生産緑地を解除するにあたっての買取申し出を出す形の手続きとなっております。もし、ご近所、お知り合いの方でこの農地を農地として使いたいというような方がいらっしゃいま

したら、事務局の方に連絡をお願いしたいと思います。

議 長

もし、希望者がおられましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。

(2) 土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いに関する意見照会について。

清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、並木委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～並木委員退出～

事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局

令和3年5月6日付けで中清戸4丁目地区土地区画整理組合設立準備会代表者から土地区画整理法に元づく意見照会がありました。今回の土地区画整理事業の目的ですが、土地区画整理法に基づき健全な市街地や農地の造成と、公共の福祉に寄与することを目的として実施し、農地は整形化などを行い営農環境の向上をさせ、より有効な土地活用と計画的な農地保全を図ることが目的です。今回の土地区画整理事業を行うにあたって組合を設立しなければこちらの土地区画整理事業を実施することができません。その設立をするにあたって、農業委員会からの意見書が必要となります。そして、意見書を提出することによって東京都より組合の認可、設立することができます。今回の土地区画整理事業の概要を説明いたします。現状、生産緑地は31,368㎡ありますが、区画整理後には21,291㎡となり、10,077㎡の面積が減少いたします。その際、生産緑地法・相続税納税猶予制度上の問題はございません。なお納税猶予農地については、面積が減少しますが、区画整理後と区画整理前とで農地の価値は変わらないことから相続税を納税することが確定することはございません。今回の事業にあたっては関係機関の調整は済んでおります。今後のスケジュールですが、この土地区画整理事業は令和6年10月に終了する予定でございます。以上が本件の土地区画整理事業の説明です。実施にあたり、農地についてはその保全を考慮しつつ、営農環境の低下を招かないよう施工内容等については配慮していただきながら遂行してもらえればと思います。事務局からの説明は以上です。

議 長 事務局より説明がありました。道路が入ることによって、土地の価値が上がり、そのために納税猶予の評価自体が上がるから、相続税の猶予額はそのままということですね。皆さんよく意思統一できたと思います。関係者は何人ですか。

事務局 関係者は10軒です。

議 長 10軒の足並みを揃えることは大変なことです。確かに農地面積は減りますけれど道路に面することによって、土地の価値はかなり上がりますから、将来の事を考えると大変素晴らしい事業だと、思っております。

議 長 何か質問ありますか。

委 員 異議なし

議 長 以上のことで申請通り承認させて頂きたいと思います。それでは並木委員の入室を許可します。

～並木委員入室～

議 長 (3) 会議等の日程について。
①令和3年第6回農業委員会。令和3年6月22日(火)午前9時より清瀬市役所研修室にて行われます。参加者は農業委員全員と事務局です。
②農地利用状況調査。令和3年6月22日(火)午後1時30分より市内全域を3班体制でパトロールさせていただきます。参加者は農業委員、事務局、都市計画課の職員です。
以上が会議等の日程でございます。
全体を通して質問等がありますでしょうか。

委 員 特になし。

事務局 事務局はありません

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第5回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第 8 番) (増田 武)

署名委員 (第 10 番) (内野 悦二)